

生活指導・安全指導

第4号

令和8年6月19日
調布市立第六中学校
生活指導部

6月はふれあい月間 いじめの撲滅を目指して

<本校のいじめ防止に向けた取組>

今月は、東京都で年に3回設定している「ふれあい(いじめ防止強化)月間」です。本校では、自他の命を大切に考え、互いに尊重し合える関係を築くために、そして生徒たちが安全で安心して学校生活を送るために年間を通じてさまざまな取組を実践しています。

(1)こころのアンケートの実施

年11回実施し、生徒が安心して記入できるようにFormsで実施しています。また、週の始めに実施することで、土日を含まずに対応できるように配慮しています。



(2)二者面談の実施

こころのアンケートや生徒からの要望に応じて随時面談を実施しています。また、9月には、教員が相談に乗ったり話を聴いたりする二者面談を全校生徒対象に実施します。



(3)いじめ防止をテーマにした授業の実施

いじめ防止をテーマに年3回全学年で実施しています。集団生活の中でどう対応していくべきかを生徒同士が対話しながら自分の考えを深めています。



(4)早期発見・早期対応に向けた取組

週1回の「校内委員会」・「学校いじめ対策委員会」では生徒個々に応じた支援の仕方を検討したり、いじめの早期発見・対応のための方針や役割分担を協議したりしています。



(5)SEL(ソーシャル・エモーショナル・ラーニング)の実践および研修会の実施

SELとは「社会性と情動の学習」と生徒指導提要で示されており、自分の感情をコントロールする力や、他者と良好な人間関係を築く力といった「非認知能力(社会情動的スキル)」を体系的に育てることを目的とした学習プログラムです。自分の感情を調整し、他者への共感力を育むことで、いじめや不登校の減少、不適応の予防につながるとされています。このプログラムで育成を図るのは、次の8つの社会的能力です。①自己への気づき、②他者への気づき、③自己のコントロール、④対人関係、⑤責任ある意思決定、⑥生活上の問題防止のスキル、⑦人生の重要事態に対処する能力、⑧積極的・貢献的な奉仕活動。このうち、①～⑤は基礎的社会的能力、⑥～⑧は応用的社会的能力と呼ばれています。

本校では今年度から導入段階として、この学習プログラムの実践、研修会の実施に取り組んでいます。

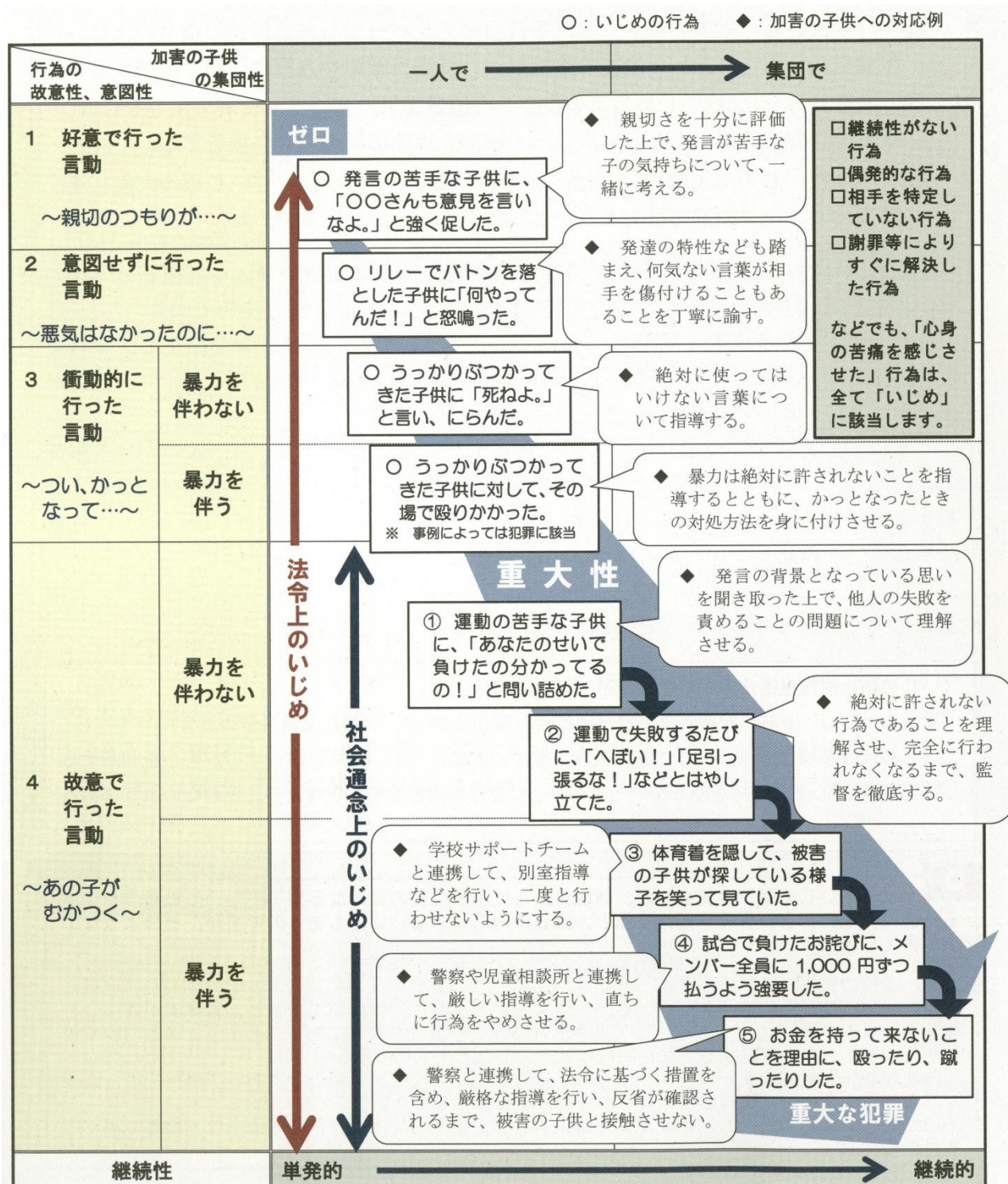
～保護者の皆様へ～

本校では、お子様が安全に安心して充実した学校生活が送れるように、上で述べた(1)～(5)をはじめとした様々な取組についてPDCAサイクルを繰り返しながら進めています。また、生徒と教職員の温かい関係づくりを目指し、休み時間もできる限り教室や廊下で過ごし、お子様の小さな表情の変化や人間関係の様子を見守りながら対話を大事にしています。学校外の様子についてはご家庭・地域からの情報提供もとても重要です。大切な生徒の心と身体を守るため、引き続きご支援ご協力くださいますようお願いいたします。

「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて

学校では、文部科学省が定めている「いじめ」の定義に基づいて認知をしています。いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に学校いじめ対策委員会で判断しています。個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性を総合的に考慮して、適切な対応を行います。

文部科学省は昭和61年度以来、「いじめ」の定義について策定・変更してきました。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が多く関わっています。報道等で「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校現場のいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきました。学校では、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努めています。



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。